

国総建第130号
平成18年7月7日

各建設業者団体 へ

国土交通省総合政策局建設業課長

経営事項審査の事務取扱いについて（通知）

平成18年5月1日に会社法（平成17年法律第86号）及び会社計算規則（平成18年2月7日法務省令第13号）が施行され、会社が作成すべき計算書類が見直されたことに伴い、平成18年7月7日国土交通省令第76号で建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）について改正を行うとともに、経営事項審査についても所要の改正を行ったところである。

これを受けて、経営事項審査の事務取扱いについても見直しを行うこととした。その主な内容は、自己資本、総資本、キャッシュ・フローの定義について、修正を行ったこと等である。

経営事項審査を行うにあたっては、建設業法及び同法に基づく命令並びに関連通知によるほか、下記により取り扱われたい。ただし、本通知による事務取扱いは、平成18年5月1日以降を審査基準日とする経営事項審査に関して、平成18年7月7日国土交通省令第76号による改正後の建設業法施行規則に基づいて審査対象事業年度に係る計算書類を作成した場合に適用することとし、改正前の建設業法施行規則に基づいて計算書類を作成している場合は、なお従前の例によることとする。

記

次の各号に掲げる事務の取扱いは、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。この場合において、特に定めのある場合を除き、審査に用いる額については、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）別記様式第十五号から別記様式第十九号までに記載された千円単位をもって表示した額（ただし、会社法第2条第1項に規定する大会社が百万円単位をもって表示した場合は、百万円未満の単位についてはゼロとして計算す

る。)とし、審査に用いる期間については、月単位の期間(1月未満の期間については、これを切り上げる。)とする。

1 経営規模について(平成6年6月8日付建設省告示第1461号(以下「告示」という。))第一の一関係)

(1) 許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均完成工事高について

イ 種類別年間平均完成工事高は、許可を受けた建設業のうち経営事項審査の対象とする旨申出のあった建設業(以下「審査対象建設業」という。)に係る建設工事について、経営事項審査の申請をする日の属する事業年度の開始の日(以下「当期事業年度開始日」という。)の直前2年又は直前3年の年間平均完成工事高とする。ただし、審査対象建設業ごとに直前2年又は直前3年の年間平均完成工事高を選択できることとはせず、すべての審査対象建設業において同一の方法によることとする。また、1つの請負契約に係る建設工事の完成工事高を2以上の種類に分割又は重複計上することはできないものとする。

ロ 審査対象建設業に係る建設工事が「土木一式工事」である場合においてはその内訳として「プレストレストコンクリート工事」を、「とび・土工・コンクリート工事」である場合においてはその内訳として「法面処理工事」を、「鋼構造物工事」である場合においてはその内訳として「鋼橋上部工事」をそれぞれ審査することとする。

ハ 契約後VE(主として施工段階における現場に即したコスト縮減が可能となる技術提案が期待できる工事を対象として、契約後、受注者が施工方法等について技術提案を行い、採用された場合、当該提案に従って設計図書を変更するとともに、提案のインセンティブを与えるため、契約額の縮減額の一部に相当する金額を受注者に支払うことを前提として、契約額の減額変更を行う方式。以下同じ。)による公共工事の完成工事高については、契約後VEによる減額変更前の契約額で評価できることとする。この場合において、経営事項審査の申請者は、申請の際に契約後VEによる契約額の減額の金額が証明できる書類を提出することとする。

ニ 審査対象建設業が土木工事業又は建築工事業(以下「一式工事業」という。)である場合においては、許可を受けている建設業のうち一式工事業以外の建設業(審査対象建設業として申出をしている建設業を除く。)に係る建設工事の年間平均完成工事高を、その内容に応じて当該一式工事業のいずれかの年間平均完成工事高に含めることができるものとする。

る。

ホ 審査対象建設業が一式工事業以外の建設業である場合においては、許可を受けた建設業のうち一式工事業以外の建設業（審査対象建設業として申出をしている建設業を除く。）に係る建設工事の完成工事高を、その建設工事の性質に応じて当該一式工事業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高に含めることができるものとする。

ヘ 上記のほか、申請者のうち次の申出をしようとする者については、その申出の額をそのまま、別記様式第一号に記載するものとする。

一式工事業に係る建設工事の完成工事高を一式工事業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高として分割分類し、許可を受けた建設業に係る建設工事の完成工事高に加えて申し出ようとする者

一式工事業以外の建設業に係る完成工事高についてもと同様の方法により計算して申し出ようとする者

ト 事業年度を変更したため、当期事業年度開始日の直前2年（又は直前3年）の間に開始する各事業年度に含まれる月数の合計が24か月（又は36か月）に満たない者は、次の式により算定した完成工事高を基準として年間平均完成工事高を算定するものとする。

直前2年の場合

$$\frac{（Aにおける完成工事高の合計額）+（Bにおける完成工事高）\times 24\text{か月}-A\text{に含まれる月数}}{B\text{に含まれる月数}}$$

Bに含まれる月数

A・・・当期事業年度開始日の直前2年の間に開始する各事業年度

B・・・Aにおける最初の事業年度の直前の事業年度

直前3年の場合

$$\frac{（Aにおける完成工事高の合計額）+（Bにおける完成工事高）\times 36\text{か月}-A\text{に含まれる月数}}{B\text{に含まれる月数}}$$

Bに含まれる月数

A・・・当期事業年度開始日の直前3年の間に開始する各事業年度

B・・・Aにおける最初の事業年度の直前の事業年度

チ 次のいずれかに該当する者にあつては、当期事業年度開始日の直前2年（又は直前3年）の各事業年度における完成工事高の合計額を年間平均完成工事高の算定基礎とすることができるものとする。

当期事業年度開始日からさかのぼって2年以内（又は3年以内）に商業登記法（昭和38年法律第125号）の規定に基づく組織変更の登記を行った者

当期事業年度開始日からさかのぼって2年以内（又は3年以内）に

建設業者（個人に限る。以下「被承継人」という。）から建設業の主たる部分を承継した者（以下「承継人」という。）がその配偶者又は2親等以内の者であって、次のいずれにも該当するもの

- ） 被承継人が建設業を廃業すること
- ） 被承継人の事業年度と承継人の事業年度が連続すること（やむをえない事情により連続していない場合を除く。）
- ） 承継人が被承継人の業務を補佐した経験を有すること

当期事業年度開始日からさかのぼって2年以内（又は3年以内）に被承継人から営業の主たる部分を承継した者（法人に限る。以下「承継法人」という。）であって、次のいずれにも該当するもの

- ） 被承継人が建設業を廃業すること
- ） 被承継人が50%以上を出資して設立した法人であること
- ） 被承継人の事業年度と承継法人の事業年度が連続すること
- ） 承継法人の代表権を有する役員が被承継人であること

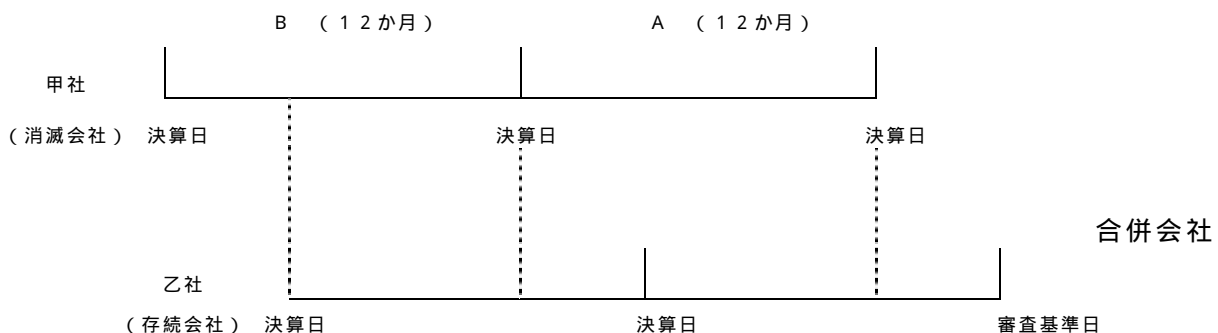
リ 当期事業年度開始日からさかのぼって2年以内（又は3年以内）に合併の沿革を有する者（吸収合併においては合併後存続している会社、新設合併においては合併に伴い設立された会社をいう。）又は建設業を譲り受けた沿革を有する者は、当期事業年度開始日の直前2年（又は直前3年）の各事業年度における完成工事高の合計額に当該吸収合併により消滅した建設業者又は当該建設業の譲渡人に係る営業期間のうちそれぞれ次の算式により調整した期間における同一種類の建設工事の完成工事高の合計額を加えたものを年間平均完成工事高の算定基礎とすることができるものとする。

合併の場合（直前2年）

$$\frac{(A、B及びAの完成工事高) + (Bにおける完成工事高) \times Bの始期からBの終期にいたる月数}{Bに含まれる月数(12月)}$$

$$= \text{直前2年の完成工事高}$$

（乙社の年間平均完成工事高の算定基礎）



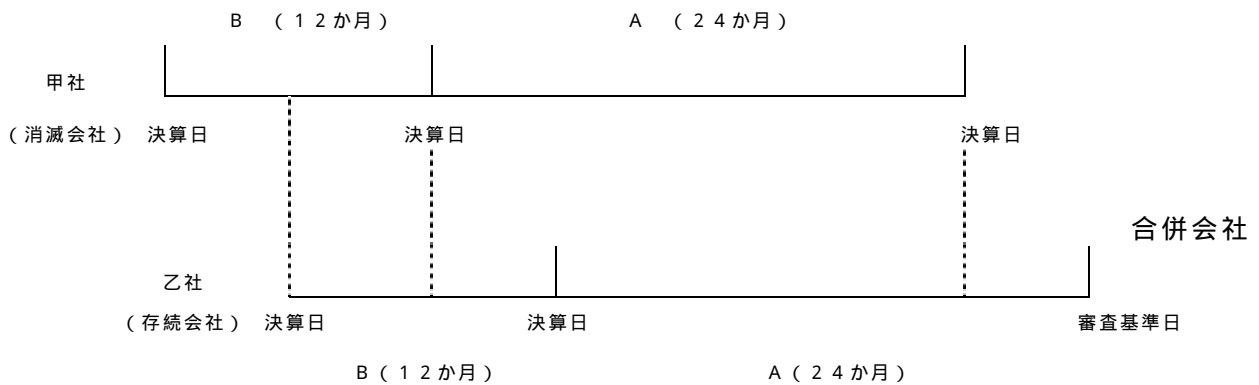
B (1 2 か月)

A (1 2 か月)

合併の場合 (直前 3 年)

$$\frac{(A、B 及び A の 完成 工事 高) + (B における 完成 工事 高) \times B \text{ の 始 期 から } B \text{ の 終 期 に いた る 月 数}}{B \text{ に 含 ま れ る 月 数 (1 2 月)}} = \text{直 前 3 年 の 完 成 工 事 高}$$

(乙 社 の 年 間 平 均 完 成 工 事 高 の 算 定 基 礎)



譲り受ける場合 (直前 2 年)

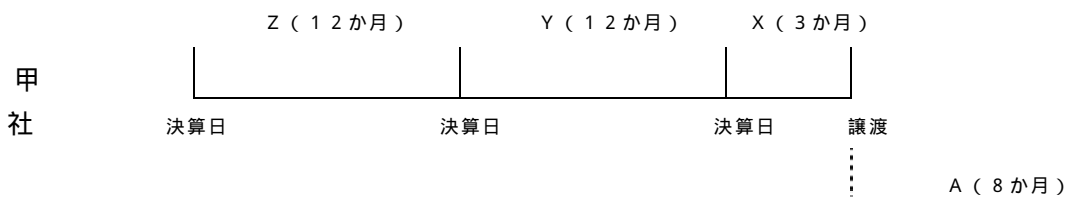
譲り受ける場合には既に許可を有する建設業者が他の建設業者からその建設業を譲り受ける場合と譲り受けることにより建設業を開始する場合がある。

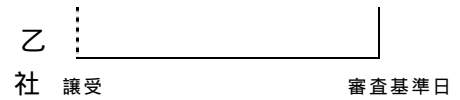
前者については、合併の場合と同様の算式により算定するものとする。

後者については、建設業を譲り受けることにより建設業を開始する場合についての算式は次のとおりである。

$$\frac{(A \text{ の 完 成 工 事 高}) + (X \text{ の 完 成 工 事 高}) + (Y \text{ の 完 成 工 事 高}) + (Z \text{ の 完 成 工 事 高}) \times 24 \text{ か 月} - A、X \text{ 及 び } Y \text{ に 含 ま れ る 月 数}}{Z \text{ に 含 ま れ る 月 数 (1 2 月)}} = \text{直 前 2 年 の 完 成 工 事 高}$$

(乙 社 の 年 間 平 均 完 成 工 事 高 の 算 定 基 礎)





譲り受ける場合（直前3年）

直前2年の場合と同様、前者については、合併の場合と同様の算式により算定するものとする。

後者については、建設業を譲り受けることにより建設業を開始する場合についての算式は次のとおりである。

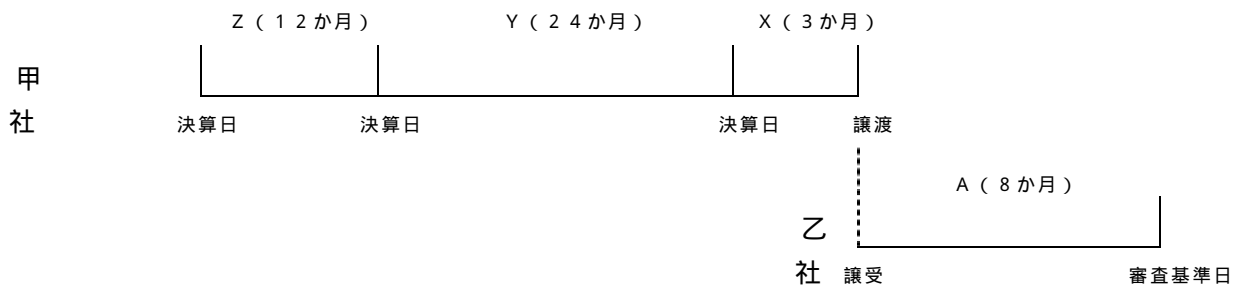
$$\begin{aligned}
 & (A \text{ の完成工事高}) + (X \text{ の完成工事高}) + (Y \text{ の完成工事高}) + \\
 & (Z \text{ の完成工事高}) \times
 \end{aligned}$$

$$\frac{36 \text{ か月} - A、X \text{ 及び } Y \text{ に含まれる月数}}{Z \text{ に含まれる月数 (12 月)}}$$

$$= \text{直前3年の完成工事高}$$

$$= \text{直前3年の完成工事高}$$

（乙社の年間平均完成工事高の算定基礎）



又 トに掲げる者を除き、当期事業年度開始日の直前2年（又は直前3年）の間に開始する各事業年度に含まれる月数の合計が24か月（又は36か月）に満たない者は、当該直前2年（又は直前3年）の間に開始する各事業年度の審査対象建設業に係る建設工事の完成工事高の額の合計額を2（又は3）で除して得た額を年間平均完成工事高とする。

(2) 自己資本額について

イ 自己資本の額は、審査基準日（申請をする日の直前の事業年度の終了の日。以下同じ。）の決算（以下「基準決算」という。）における純資産合計の額又は基準決算及び基準決算の直前の審査基準日における自己資本の額（基準決算の直前の事業年度の計算書類を平成18年7月7日国土交通省令第76号で改正前の規則（以下、旧省令という。）に基づき作成している場合は、純資産を資本と読み替える）の平均の額とする。

ロ 自己資本額の審査は、イに掲げる基準決算における自己資本の額又は基準決算及び基準決算の直前の審査基準日における自己資本の額の平均の額を、告示第一の一により当期事業年度開始日の直前2年の各事業年度における種類別年間平均完成工事高を選択した場合においては、当期

事業年度開始日の直前2年の各事業年度における完成工事高について算定した年間平均完成工事高（単位は千円とし、その額に千円未満の端数があるときはこれを四捨五入する。）で除し、告示第一の一により当期事業年度開始日の直前3年の各事業年度における種類別年間平均完成工事高を選択した場合においては、当期事業年度開始日の直前3年の各事業年度における完成工事高について算定した年間平均完成工事高（単位は千円とし、その額に千円未満の端数があるときはこれを四捨五入する。）で除し、いずれかの数値に1000を乗じて得た数値（その数値に小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。（自己資本額数値））をもって行うものとする。

ただし、年間平均完成工事高が1200億円を超える場合は、1200億円とみなして審査する。

(3) 建設業に従事する職員の数について

イ 建設業に従事する職員は、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者（法人である場合においては常勤の役員を、個人である場合においてはその事業主を含む。）をいい、労務者（常用労務者を含む。）又はこれに準ずる者を除き、審査基準日における建設業に従事する者の数又は審査基準日及び基準決算の直前の審査基準日における建設業に従事する職員の数の平均の数（以下「平均建設業従事職員数」という。）とする。

ロ 職員数の審査は、イに掲げる審査基準日における建設業に従事する職員の数又は平均建設業従事職員数を、告示第一の一において当期事業年度開始日の直前2年の各事業年度における完成工事高について算定した許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均完成工事高を選択した場合においては、当期事業年度開始日の直前2年の各事業年度における完成工事高について算定した年間平均完成工事高を億円単位で表した額で除し、告示第一の一において当期事業年度開始日の直前3年の各事業年度における完成工事高について算定した許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均完成工事高を選択した場合においては、当期事業年度開始日の直前3年の各事業年度における完成工事高について算定した年間平均完成工事高を億円単位で表した額で除し、いずれかの数値に100を乗じて得た数値（その数値に小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。（職員数値））をもって行うものとする。

ただし、年間平均完成工事高が1200億円を超える場合は、1200億円とみなして審査する。

2 許可を受けた建設業の種類別の技術職員の数について（告示第一の三関係）

(1) 許可を受けた建設業に従事する技術職員は、建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する者であって、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されているもの（法人である場合においては常勤の役員を、個人である場合においてはこの事業主を含む。）をいい、労務者（常用労務者を含む。）又はこれに準ずる者を除き、建設業に従事する者に限るものとする。

(2) 許可を受けた建設業の種類別の技術職員の数については、(1)に掲げる技術職員を、建設業の種類別に、建設業法第15条第2号イに該当する者（以下「一級技術者」という。）、同法第27条第1項の規定による技術検定その他の法令の規定による試験で、当該試験に合格することによって直ちに同法第7条第2号ハに該当することとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許若しくは免状の交付（以下「免許等」という。）で当該免許等を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であって一級技術者以外の者（以下「二級技術者」という。）、同法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は第15条第2号ハに該当する者で一級技術者及び二級技術者以外の者（以下「その他の技術者」という。）及びいずれにも該当しない者に分け、一級技術者の数に5を乗じ、二級技術者の数に2を乗じ及びその他の技術者の数に1をそれぞれ乗じて得た数値の合計数値（以下「技術職員数値」という。）を、許可を受けた建設業の種類ごとにそれぞれ求め、審査基準日における技術職員数値又は審査基準日及び基準決算の前期末における技術職員数値の平均の数（以下「平均技術職員数値」という。）をもって審査するものとする。

ただし、1の(3)に掲げる建設業に従事する職員の数について審査基準日における建設業に従事する職員の数を選択した場合においては、審査基準日における技術職員数値により審査し、1の(3)に掲げる建設業に従事する職員の数について平均建設業従事職員数を選択した場合においては、平均技術職員数値により審査する。また、審査対象建設業ごとに審査基準日における技術職員数値又は平均技術職員数値を選択できることとせず、すべての審査対象建設業において同一の方法によることとする。

なお、同法第7条第2号イ若しくはロ又は第15条第2号ハに該当する技術職員については、当該技術職員が従事した経験のある建設業のうち、申請者が申請した建設業の種類2つに限り、その他の技術者に該当するものとして審査する。

3 その他の審査項目（社会性等）について（告示第一の四関係）

(1) 労働福祉の状況について

イ 雇用保険は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づき労働者が1人でも雇用される事業の事業主が被保険者に関する届出その他の事務を処理しなければならないものであることから、雇用する労働者が被保険者となったことについて、厚生労働大臣に届出を行っていない場合（雇用保険被保険者資格取得届を公共職業安定所の長に提出していない場合をいう。）に、減点して審査するものとする。

なお、労働者が1人も雇用されていない場合等、上記の義務がない場合には、審査の対象から除くものとする。

ロ 健康保険及び厚生年金保険は、健康保険法（大正11年法律第70号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づき被保険者（常時5人以上の従業員を使用する個人の事業所又は常時従業員を使用する法人の事業所に使用される者をいう。）を使用する事業主がその使用する者の異動、報酬等に関し報告等を行わなければならないものであることから、当該事業所に使用される者が健康保険及び厚生年金保険の被保険者になったことについて、社会保険事務所長（健康保険にあっては各健康保険組合を含む。）に届出を行っていない場合（被保険者資格取得届を提出していない場合をいう。）に、減点して審査するものとする。

なお、常時使用する従業員が4人以下である個人事業所である場合等、上記の義務がない場合には、審査の対象から除くものとする。

ハ 賃金不払の件数は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第24条の定めるところにより、審査対象年において賃金の支払が行われなかった件数をいい、賃金の支払期日ごと及び事業所ごとに算定するものとする。この場合において、同一支払期日、同一事業所において複数の者に賃金が支払われなかった場合も1件として、その件数を合計し、これに応じて減点して審査するものとする。

ニ 建設業退職金共済制度は、審査基準日において、独立行政法人勤労者退職金共済機構との間で、特定業種退職金共済契約の締結（下請負人の委託等に基づきこの事務を行うことを含む。）をしている場合（正当な理由なく共済証紙の購入実績が無い等適切に契約が履行されていないと認められる場合を除く。）に加点して審査するものとする。

ホ 退職一時金制度は、独立行政法人勤労者退職金共済機構若しくは所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第73条第1項に規定する特定退職金共済団体との間で退職金共済契約（独立行政法人勤労者退職金共

済機構との間の契約の場合は特定業種退職金共済契約以外のものをいう。
)が締結されている場合又は退職金の制度について、労働協約の定め若しくは労働基準法第89条第1項第3号の2の定めるところによる就業規則(同条第2項の退職手当に関する事項についての規則を含む。)の定めがある場合に、加点して審査するものとする。

へ 企業年金制度は、厚生年金基金(厚生年金保険法第9章第1節の規定に基づき企業ごと又は職域ごとに設立して老齢厚生年金の上乗せ給付を行うことを目的とするものをいう。)が設立されている場合、法人税法(昭和40年法律第34号)附則第20条第3項に規定する適格退職年金契約(事業主がその使用人を受益者等として掛金等を信託銀行又は生命保険会社等に払い込み、これらが退職年金を支給することを約するものをいう。)が締結されている場合、確定給付企業年金法(平成13年法律第50号)第2条第1項に規定する確定給付企業年金(事業主が従業員との年金の内容を約し、高齢期において従業員がその内容に基づいた年金の給付を受けることを目的とする基金型企業年金及び規約型企業年金をいう。)が導入されている場合又は確定拠出年金法(平成13年法律第88号)第2条第2項に規定する企業型年金(厚生年金保険の被保険者を使用する事業主が、単独又は共同して、その使用人に対して安定した年金給付を行うことを目的とするものをいう。)が導入されている場合に、加点して審査するものとする。

ト 法定外労働災害補償制度は、(財)建設業福祉共済団、(社)全国建設業労災互助会、全国中小企業共済協同組合連合会、(社)全国労働保険事務組合連合会又は保険会社との間で労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に基づく保険給付の基因となった業務災害及び通勤災害(下請負人に係るものを含む。)に関する給付についての契約であって 及び に該当するものを締結している場合に、加点して審査するものとする。

申請者の直接の使用関係にある職員だけでなく、申請者が請け負った建設工事を施工する下請負人の直接の使用関係にある職員をも対象とする給付であること。

原則として、労働者災害補償保険の障害等級第1級から第7級までに係る障害補償給付及び障害給付並びに遺族補償給付及び遺族給付の基因となった災害のすべてを対象とするものであること。

(2) 工事の安全成績について

イ 規則別記様式第二十五号の十一別紙三記載要領9の死亡者及び負傷者の数は、審査基準日の属する年(1月1日から12月31日までをいう。

)の前年及び前々年における業務災害(業務の性質を有する通勤による負傷、疾病、障害又は死亡を含む。)による死亡者及び負傷者(当該業務災害により連続4日以上休業した者に限る。以下同じ。)の数とし、通勤災害によるものを除くものとする。

ロ 規則別記様式第二十五号の十一別紙三記載要領9の申請者が発注者から直接請け負った建設工事について発生した業務災害には、申請者の直接の使用関係にある職員について発生した業務災害のほか、当該建設工事を施工するすべての下請負人の直接の使用関係にある職員について発生した業務災害を含むものとする。

八 共同企業体に参加した際に発生した業務災害による死亡者及び負傷者については、次に掲げる場合に応じ、それぞれに定めるところによる。

共同企業体を構成する各建設業者が共同連帯して建設工事を施工し、当該共同企業体への出資比率に応じて当該建設工事に係る損益を分担する旨を約している場合(共同施工方式)、死亡者及び負傷者の数を当該建設業者が共同企業体に出資した比率に応じて按分する。

共同企業体を構成する各建設業者が建設工事を分担して施工し、その費用については共通の経費等に限り分担する旨を約している場合(施工分担方式)、当該建設業者が分担した建設工事について発生した業務災害による死亡者及び負傷者の数とする。

(3) 営業年数について

イ 営業年数は、建設業法による建設業の許可又は登録を受けた時より起算し、審査基準日までの期間とする。なお、その年数に年末満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

ロ 営業休止(建設業の許可又は登録を受けずに営業を行っていた場合を含む。)の沿革を有するものは、当該休止期間を営業年数から控除するものとする。

八 商業登記法の規定に基づく組織変更の登記を行った沿革、1(1)チ若しくは に掲げる場合又は建設業を譲り受けた沿革を有する者であって、当該変更又は譲受けの前に既に建設業の許可又は登録を有していたことがある者は、当該許可又は登録を受けた時を営業年数の起算点とする。

(4) 公認会計士等の数について

イ 公認会計士、会計士補、税理士及びこれらとなる資格を有する者は、公認会計士法(昭和23年法律第103号)第5条第2項及び第3項に規定する会計士補となる資格を有する者及び公認会計士となる資格を有する者(同法第17条の規定に基づき公認会計士又は会計士補となるための登録を受けていることを要しない。)並びに税理士法(昭和26年

法律第237号)第3条に規定する税理士となる資格を有する者(同法第13条の規定に基づき税理士となるための登録を受けていることを要しない。)をいう。

□ 国土交通大臣の登録を受けた建設業の経理に必要な知識を確認するための試験の一級試験に合格した者は、イに掲げる者と同等以上の能力を有する者として、その数をイに掲げる者の数と併せて審査するものとする。

(5) 防災協定締結の有無について

イ 防災協定とは、災害時の建設業者の防災活動等について定めた建設業者と行政機関等との間の協定を言う。

□ 社団法人等の団体が国、特殊法人等又は地方公共団体との間に防災協定を締結している場合は、当該団体に加入する建設業者のうち、当該団体の活動計画書や証明書等により、防災活動に一定の役割を果たすことが確認できる企業について加点対象とする。

4 外国建設業者について

外国建設業者に係る経営事項審査は、当分の間、次に定めるところにより行うものとする。

イ 外国とは、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国又は地域その他我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国又は地域をいうものとする。

□ 外国建設業者とは、外国に主たる営業所を有する建設業者又は我が国に主たる営業所を有する建設業者のうち外国に主たる営業所を有する者が当該建設業者の資本金の額の2分の1以上を出資しているものをいうものとする。

ハ 国土交通大臣が、外国建設業者の申請に基づき、2に掲げる技術職員と同等以上の潜在的な能力を有する者の数、3の(1)の二からトまでの各項目について加入又は導入している場合と同等の場合に該当する項目、3の(3)のイに掲げる営業年数のほかに外国において建設業を営んでいた年数並びに3の(4)のイからハまでに掲げる者と同等以上の潜在的な能力を有する者の数を認定した場合には、次の二に掲げる場合を除き、これらの認定を受けた数を加えて、又は認定を受けた項目を含めて審査を行うものとする。

ニ 国土交通大臣が外国建設業者の属する企業集団を、一体として建設業を営んでいるものとして認定した場合には、3の(1)に掲げる労働福祉の状況を除き、国土交通大臣が外国建設業者の申請に基づき当該建設業者

の属する企業集団について認定した数値をもって審査するものとする。

5 経営状況について（告示第一の二関係）

(1) 売上高営業利益率について

イ 売上高の額は、当期事業年度開始日の直前1年（以下「審査対象年」という。）の各事業年度（以下「審査対象事業年度」という。）における売上高の額とする。

ロ 営業利益の額は、審査対象事業年度における営業利益の額とする。

ハ 売上高営業利益率は、ロに掲げる営業利益の額をイに掲げる売上高の額で除して得た数値（その数値に小数点以下5位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）を百分比で表したものとする。

ただし、当該数値が7.4%を超える場合は7.4%と、マイナス9.5%に満たない場合はマイナス9.5%とみなす。

(2) 総資本経常利益率について

イ 総資本の額は、貸借対照表における負債純資産合計の額とする。

ロ 経常利益の額は、審査対象事業年度における経常利益の額（個人である場合においては事業主利益の額）とする。

ハ 総資本経常利益率は、ロに掲げる経常利益の額を基準決算及び基準決算の直前の審査基準日におけるイに掲げる額の平均の額（基準決算の直前の事業年度の計算書類を旧省令に基づき作成している場合は、基準決算の直前の審査基準日については純資産を資本と読み替える）で除して得た数値（その数値に小数点以下5位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）を百分比で表したものとする。

ただし、当該数値が15.8%を超える場合は15.8%と、マイナス13.1%に満たない場合はマイナス13.1%とみなす。

(3) キャッシュ・フロー対売上高比率について

イ キャッシュ・フローの額は、審査対象事業年度における当期純利益の額（個人である場合においては事業主利益の額。）に減価償却実施額（審査対象事業年度における未成工事支出金その他の棚卸資産に係る減価償却費、販売費及び一般管理費に係る減価償却費、完成工事原価に係る減価償却費、兼業事業売上原価に係る減価償却費その他減価償却費として費用を計上した額をいう。以下同じ。）及び引当金増減額（基準決算における各種引当金（貸倒引当金その他の資産の部に属する引当金、修繕引当金その他の流動負債の部に属する引当金及び退職給与引当金その他の固定負債の部に属する引当金をいう。以下同じ。）の合計の額と基準決算の直前の審査基準日における各種引当金の合計の額の差額をいう。

)を加えた額(税効果会計の適用に当たり法人税等調整額を計上している場合は当該金額を加減した額とする。)から審査対象事業年度に実施した剰余金の配当の額を控除した額とする。

ロ キャッシュ・フロー対売上高比率は、イに掲げるキャッシュ・フローの額を(1)のイに掲げる売上高の額で除して得た数値(その数値に小数点以下5位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)を百分比で表したものとする。

ただし、当該数値が6.7%を超える場合は6.7%と、マイナス7.5%に満たない場合はマイナス7.5%とみなす。

(4) 必要運転資金月商倍率について

イ 一月当たり売上高は、(1)のイに掲げる売上高の額を12で除して得た数値とする。

ロ 必要運転資金月商倍率は、基準決算における受取手形、完成工事未収入金その他の営業債権及び未成工事支出金の合計の額から支払手形、工事未払金その他の営業債務及び未成工事受入金の合計の額を控除した額をイに掲げる一月当たり売上高で除して得た数値(その数値に小数点以下3位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)とする。

ただし、当該数値が3.4を超える場合は3.4と、マイナス1.6に満たない場合はマイナス1.6とみなす。

(5) 立替工事高比率について

立替工事高比率は、基準決算における受取手形、完成工事未収入金その他の営業債権及び未成工事支出金の合計の額から未成工事受入金を控除した額を、(1)のイに掲げる売上高及び基準決算における未成工事支出金の合計の額で除して得た数値(その数値に小数点以下5位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)を百分比で表したものとする。

ただし、当該数値が37.9%を超える場合は37.9%と、0%に満たない場合は0%とみなす。

(6) 受取勘定月商倍率について

イ 受取勘定の額は、基準決算における受取手形及び完成工事未収入金その他の営業債権の合計の額とする。

ロ 受取勘定月商倍率は、イに掲げる受取勘定の額を(4)のイに掲げる一月当たり売上高で除して得た数値(その数値に小数点以下3位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)とする。

ただし、当該数値が4.3を超える場合は4.3とみなす。

(7) 自己資本比率について

自己資本比率は、基準決算における1の(2)のイ又はロに掲げる自己資本

の額を(2)のイに掲げる総資本の額で除して得た数値(その数に小数点以下5位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)を百分比で表したものとする。

ただし、当該数値が68.4%を超える場合は68.4%と、マイナス23.5%に満たない場合はマイナス23.5%とみなす。

(8) 有利子負債月商倍率について

イ 有利子負債の額は、基準決算における短期借入金、長期借入金、受取手形割引高、社債及び新株予約権付社債の合計の額(証券取引法(昭和23年法律第25号)第2条第1項第8号に定めるコマーシャル・ペーパーの額を含む。)とする。

ロ 有利子負債月商倍率は、イに掲げる有利子負債の額を(4)のイに掲げる一月当たり売上高で除して得た数値(その数値に小数点以下3位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)とする。

ただし、当該数値が10.8を超える場合は10.8とみなす。

(9) 純支払利息比率について

イ 純支払利息の額は、審査対象事業年度における支払利息から受取利息配当金を控除した額とする。

ロ 純支払利息比率は、イに掲げる純支払利息の額を(1)のイに掲げる売上高の額で除して得た数値(その数値に小数点以下5位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)を百分比で表したものとする。

ただし、当該数値が3.1%を超える場合は3.1%と、0%に満たない場合は0%とみなす。

(10) 自己資本対固定資産比率について

自己資本対固定資産比率は、基準決算における1の(2)のイ又はロに掲げる自己資本の額を固定資産の額で除して得た数値(その数値に小数点以下5位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)を百分比で表したものとする。

ただし、当該数値が529.3%を超える場合は529.3%と、マイナス76.5%に満たない場合はマイナス76.5%とみなす。

(11) 長期固定適合比率について

長期固定適合比率は、基準決算における1の(2)のイ又はロに掲げる自己資本及び固定負債の合計の額を固定資産の額で除して得た数値(その数値に小数点以下5位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)を百分比で表したものとする。

ただし、当該数値が754.5%を超える場合は754.5%と、26.9%に満たない場合は26.9%とみなす。

(12) 付加価値対固定資産比率について

イ 付加価値の額は、(1)のイに掲げる売上高の額から、審査対象事業年度における材料費及び外注費（労務外注費（工種・工程別等の工事の完成を約する契約でその大部分が労務費であるものに基づく支払額をいう。）を労務費に含めて計上している者については、当該労務外注費を含む。）の合計の額（建設業以外の事業を併せて営む者については、兼業事業売上原価に係る材料費、外注加工費及び当期商品仕入高の合計の額を含む。）を控除した額とする。

ロ 付加価値対固定資産比率は、イに掲げる付加価値の額を基準決算及び基準決算の直前の審査基準日における固定資産の額の平均の額で除して得た数値（その数値に小数点以下5位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）を百分比で表したものとする。

ただし、当該数値が1430.6%を超える場合は1430.6%と、61.5%に満たない場合は61.5%とみなす。

なお、事業年度を変更したため審査対象年の間に開始する事業年度に含まれる月数が12か月に満たない場合、商業登記法の規定に基づく組織変更の登記を行った場合、1(1)チ若しくはに掲げる場合又は他の建設業者を吸収合併した場合における(1)のイの売上高の額、(1)のロの営業利益の額、(2)のロの経常利益の額、(3)のイのキャッシュ・フローの額、(9)のイの純支払利息の額及び(12)のイの材料費等の額は、1の(1)のト、チ又はりの年間平均完成工事高の要領で算定するものとする。

上記の場合を除くほか、審査対象年の間に開始する事業年度に含まれる月数が12か月に満たない場合は、(4)、(5)、(6)、(8)及び(9)に掲げる項目については、最大値を、その他の項目については最小値をとるものとして算定するものとする。

5 - 2 連結決算の取扱いについて

証券取引法第24条の規定に基づき有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない者については、同条の規定により提出された連結財務諸表（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結個別注記表をいう。以下同じ。）に基づき、2の(1)から(11)までに掲げる指標についての数値を算定し（2の(12)に掲げる指標についての数値は算定しないこととする。）、当該数値を財務諸表に基づき算定された数値に加え付記することとする。この場合において、(3)のイ、(4)のロ、(8)のイについては、それぞれ次のように読替えるものとする。

(3)イ キャッシュ・フローの額は、審査対象事業年度における当期純利益に連結減価償却実施額（申請者に係る減価償却実施額に連結子会社（連結財

務諸表規則第2条第3号の連結子会社をいう。)に係る減価償却実施額(未実現損益の消去に伴い修正した減価償却費の額を除く。)を加えた額をいう。なお、連結財務諸表規則第15条の2の規定に基づき、事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する減価償却費の額を注記した者については、これらの減価償却実施額の合計の額と一致していなければならない。)及び引当金増減額を加えた額(税効果会計の適用に当たり法人税等調整額を計上している場合は当該金額を加減した額とする。)から審査対象事業年度に実施した剰余金の配当の額を控除した額とする。

- (4)ロ 必要運転資金月商倍率は、基準決算における受取手形、完成工事未収入金その他の営業債権及び未成工事支出金(建設業以外の事業を併せて営む者については当該事業に係る支出金を含む。(5)において同じ。)の合計の額から支払手形、工事未払金その他営業性を有する債務及び未成工事受入金(建設業以外の事業を併せて営む者については当該事業に係る受入金を含む。(5)において同じ。)の合計の額を控除した額を(4)イに掲げる一月当たり売上高で除して得た数値(その数値に小数点以下3位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)とする。

ただし、当該数値が3.4を超える場合は3.4と、マイナス1.6に満たない場合はマイナス1.6とみなす。

- (8)イ 有利子負債の額は、基準決算における短期借入金、長期借入金、受取手形割引高(連結財務諸表規則第39条の3の規定により注記された額とし、同条の規定に基づき注記すべき金額がない者については0とみなす。)、社債及び新株予約権付社債の合計の額(証券取引法第2条第1項第8号に定めるコマーシャル・ペーパーの額を含む。)とする。

なお、事業年度を変更したために審査対象年の間に開始する事業年度に含まれる月数が12ヶ月に満たない場合、商業登記法(昭和38年法律第125号)の規定に基づく組織変更の登記を行った場合又は他の建設業者を吸収合併した場合における(1)のイの売上高の額、(1)のロの営業利益の額、(2)のロの経常利益の額、(3)のイのキャッシュ・フローの額、(9)のイの純支払利息の額は、1の(1)のト、チ又はりの年間平均完成工事高の要領で算定するものとする。また、連結財務諸表により2の(1)から(11)までに掲げる指標についての数値を算定するに当たっては、建設業法施行規則第19条の4第1項第4号の規定に基づき、基準決算における財務諸表の写し及び基準決算の前期決算における連結財務諸表の写しを提出させるものとする。ただし、審査対象事業年度の直前の審査対象事業年度について経営状況分析を受けた登録経営状況分析機関と同一の機関に申請をする場合は、直前の基準決算にお

ける連結財務諸表の写しの提出を省略することができる。

経営規模等評価の結果は、別紙「経営規模等評価の結果を評点で表す方法」によって算出した評点で表示するものとする。

経営規模等評価の申請者及び総合評定値の請求者に対する経営規模等評価の結果及び総合評定値の通知は、規則別記様式第二十五号の十二により行うものとし、建設工事の発注者に対する経営規模等評価の結果及び総合評定値の通知は、同様式又は同様式の記載内容を記録した磁気ディスクにより行うものとする。

規則別記様式第二十五号の十二の行政庁記入欄については、当該建設業者の営業に関する事項、経営状況に関する事項等で特記すべきことがあれば適宜記載するものとする。

申請者から規則別記様式第二十五号の十二の通知書の写しの請求があったときは、当該写しが適正に交付されたものであることを証明する旨を当該写しに記載するものとする。

経営規模等評価の結果を閲覧に供する場合には、各項目の計算の方法等が明らかとなるように、平成6年建設省告示第1461号等を備え置くこととする。

別 紙

経営規模等評価の結果を評点で表す方法

1 許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均完成工事高の評点

告示第一の一の1に掲げる許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均完成工事高については、告示の別表第一の区分の欄に掲げられた審査の結果に応じて次の表に掲げる評点を与える。

(告示の別表第一関係)

区分	評点
(1)	2616
(2)	$123 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 50,000,000 + 2124$
(3)	$112 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 30,000,000 + 1933$
(4)	$113 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000,000 + 1703$
(5)	$112 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000,000 + 1708$
(6)	$99 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000,000 + 1760$
(7)	$86 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 1541$
(8)	$88 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 1531$
(9)	$87 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 1535$
(10)	$74 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000,000 + 1352$
(11)	$74 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000,000 + 1352$
(12)	$75 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000,000 + 1348$
(13)	$63 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 3,000,000 + 1258$
(14)	$61 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000,000 + 1144$
(15)	$63 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000,000 + 1134$
(16)	$49 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000,000 + 1190$
(17)	$50 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 1,000,000 + 1037$
(18)	$50 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 1,000,000 + 1037$
(19)	$49 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 1,000,000 + 1041$
(20)	$50 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 500,000 + 888$
(21)	$38 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 500,000 + 948$
(22)	$36 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 500,000 + 956$
(23)	$37 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 300,000 + 879$
(24)	$38 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 200,000 + 799$
(25)	$38 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 200,000 + 799$
(26)	$24 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 200,000 + 855$

(27)	$25 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 100,000 + 777$
(28)	$25 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 100,000 + 777$
(29)	$26 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 100,000 + 773$
(30)	$24 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 50,000 + 707$
(31)	$25 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 50,000 + 702$
(32)	$24 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 50,000 + 706$
(33)	$25 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 30,000 + 653$
(34)	$25 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000 + 603$
(35)	$25 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000 + 603$
(36)	$13 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000 + 651$
(37)	$12 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 618$
(38)	$12 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 618$
(39)	$14 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 610$
(40)	$11 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000 + 586$
(41)	$12 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000 + 581$
(42)	$12 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000 + 581$
(43)	$14 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 3,000 + 547$
(44)	$12 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000 + 531$
(45)	$11 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 580$

注 2 . 評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

2 自己資本額及び職員数に係る評点

告示第一の一の 2 に掲げる自己資本の額及び同号の 3 に掲げる建設業に従事する職員の数については、告示の別表第二又は別表第三の区分の欄に掲げられた審査の結果に応じて、それぞれ次のイ又は口の表に掲げる点数を与え、これらの点数の合計点数（八の表において「イ及び口の合計点数」という。）に応じて、八の表に掲げる自己資本額及び職員数に係る評点を与える。

イ 自己資本額の点数

（告示の別表第二関係）

区 分	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
点 数	120	119	118	117	116	115	114
(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)
113	112	111	110	109	108	107	106

(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)
105	104	103	102	101	100	99	98

(24)	(25)	(26)	(27)	(28)	(29)	(30)	(31)
97	96	95	94	93	92	91	90

(32)	(33)	(34)	(35)	(36)	(37)	(38)	(39)
89	88	87	86	85	84	83	82

(40)	(41)	(42)	(43)	(44)	(45)	(46)	(47)
81	80	79	78	77	76	75	74

(48)	(49)	(50)	(51)	(52)	(53)	(54)	(55)
73	72	71	70	69	68	67	66

(56)	(57)	(58)	(59)	(60)	(61)
65	64	63	62	61	60

□ 職員数の点数

(告示の別表第三関係)

区分	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
点数	60	59	58	57	56	55	54

(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)
53	52	51	50	49	48	47	46

(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)
45	44	43	42	41	40	39	38

(24)	(25)	(26)	(27)	(28)	(29)	(30)	(31)
37	36	35	34	33	32	31	30

八 自己資本額及び職員数に係る評点

イ及びロの合 計点数	自己資本額及び職員 数に係る評点				
180	954	151	685	120	397
179	945	150	676	119	387
178	936	149	666	118	378
177	926	148	657	117	369
176	917	147	648	116	360
175	908	146	638	115	350
174	899	145	629	114	341
173	889	144	620	113	332
172	880	143	611	112	322
171	871	142	601	111	313
170	861	141	592	110	304
169	852	140	583	109	295
168	843	139	573	108	285
167	834	138	564	107	276
166	824	137	555	106	267
165	815	136	545	105	257
164	806	135	536	104	248
163	796	134	527	103	239
162	787	133	518	102	229
161	778	132	508	101	220
160	768	131	499	100	211
159	759	130	490	99	202
158	750	129	480	98	192
157	741	128	471	97	183
156	731	127	462	96	174
155	722	126	453	95	164
154	713	125	443	94	155
153	703	124	434	93	146
152	694	123	425	92	137
		122	415	91	127
		121	406	90	118

3 建設業の種類別の技術職員の数の評点

告示第一の三に掲げる技術職員の数については、告示の別表第四の区分の欄

に掲げられた審査の結果に応じて、次の表に掲げる建設業の種類別の技術職員の数の評点を与える。

(告示の別表第四関係)

区 分	評 点	(16)	1,465
(1)	2,402	(17)	1,402
(2)	2,340	(18)	1,340
(3)	2,277	(19)	1,278
(4)	2,215	(20)	1,215
(5)	2,153	(21)	1,152
(6)	2,090	(22)	1,090
(7)	2,027	(23)	1,028
(8)	1,965	(24)	965
(9)	1,903	(25)	902
(10)	1,840	(26)	840
(11)	1,777	(27)	777
(12)	1,715	(28)	715
(13)	1,652	(29)	652
(14)	1,590	(30)	590
(15)	1,527		

4 その他の審査項目（社会性等）の評点

告示第一の四の1に掲げる労働福祉の状況については、告示の付録第二に定める算式によって点数を算出し、また、告示第一の四の2から5までに掲げる死亡者及び負傷者の数、営業年数、公認会計士等の数、防災協定の有無については、告示の別表第五から別表第八までの各区分の欄に掲げられた審査の結果に応じて、それぞれ次のイ、ロ、ハ又はニの表に掲げる点数を与え、さらに、これらの点数の合計点数（ホの表において「告示の付録第二による点数並びにイ、ロ、ハ及びニの点数の合計点数」という。）に応じて、ホの表に掲げるその他の審査項目（社会性等）の評点を与える。

イ 工事の安全成績

(告示の別表第五関係)

区 分	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
点 数	30	25	20	15	10	5	0

ロ 営業年数の点数

(告示の別表第六関係)

区分	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
点数	30	29	28	27	26	25	24

(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)
23	22	21	20	19	18	17	16

(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)
15	14	13	12	11	10	9	8

(24)	(25)	(26)	(27)	(28)	(29)	(30)	(31)
7	6	5	4	3	2	1	0

ハ 公認会計士等の数の点数

(告示の別表第七関係)

区分	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
点数	10	8	6	4	2	0

ニ 防災協定の有無の点数

(告示の別表第八関係)

区分	(1)	(2)
点数	3	0

ホ その他の審査項目(社会性等)の評点

告示の付録第二による 点数並びにイ、ロ、ハ及 びニの点数の合計点数	その他の審査項目 (社会性等)の評点	98	953
		97	947
		96	940
		95	933
	103	94	927
	102	93	920
	101	92	913
	100	91	907
99	90	900	

89	893
88	887
87	880
86	873
85	867
84	860
83	853
82	847
81	840
80	833
79	827
78	820
77	813
76	807
75	800
74	793
73	787
72	780
71	773
70	767
69	760
68	753
67	747
66	740
65	733
64	727
63	720
62	713
61	707
60	700
59	693
58	687
57	680
56	673

55	667
54	660
53	653
52	647
51	640
50	633
49	627
48	620
47	613
46	607
45	600
44	593
43	587
42	580
41	573
40	567
39	560
38	553
37	547
36	540
35	533
34	527
33	520
32	513
31	507
30	500
29	493
28	487
27	480
26	473
25	467
24	460
23	453
22	447

21	440
20	433
19	427
18	420
17	413
16	407
15	400
14	393
13	387
12	380
11	373

10	367
9	360
8	353
7	347
6	340
5	333
4	327
3	320
2	313
1	307
0	0

5 経営状況の評点

告示第一の二に掲げる項目については、告示の付録第一に定める算式によって算出した点数（小数点以下2位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。以下「経営状況点数」という。）に基づき、次の申請者の区分に応じてそれぞれ次に掲げる算式によって経営状況の評点（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）を求める。ただし、経営状況の評点が0に満たない場合は0とみなす。

（告示の付録第一関係）

申請者が法人である場合 経営状況の評点 = $215.3 \times A + 720$

申請者が個人である場合 経営状況の評点 = $215.3 \times A + 420$

Aは、経営状況点数

なお、5 - 2により、5の(1)から(11)までに掲げる指標について連結財務諸表による数値の算定を行った者については、当該数値を告示の付録第一に定める算式に当てはめて（(12)（付加価値対固定資産比率）については、財務諸表に基づき算出された数値を当てはめる。）算出した連結による経営状況点数（小数点以下2位未満の端数があるときには、これを四捨五入する。）に基づき、次に掲げる算式によって求めた数値（小数点以下の端数があるときには、これを四捨五入する。以下「連結経営状況の評点」という。）を、経営状況の評点に加え付記することとする。ただし、連結経営状況の評点が0に満たない場合は0とみなす。

（告示の付録第一関係）

連結経営状況の評点 = $215.3 \times A + 720$

また、告示の付録第一に定める算式のうち、次に掲げるものを算出して求め、

通知するものとする。

$$\text{収益性の点数} = 0.10403 \times X_1 + 0.03219 \times X_2 + 0.06474 \times X_3 - 0.52301$$

$$\text{流動性の点数} = 0.13201 \times X_4 + 0.06263 \times X_5 + 0.16302 \times X_6 - 1.21835$$

$$\text{安定性の点数} = 0.00969 \times X_7 - 0.16104 \times X_8 - 0.36901 \times X_9 + 0.43437$$

$$\text{健全性の点数} = 0.00107 \times X_{10} + 0.00229 \times X_{11} + 0.00071 \times X_{12} - 0.94023$$

別記
様式第 1 号

(用紙 A 4)

工事種類別完成工事高付表

申請者 _____

審 査 対 象 建 設 業	完 成 工 事 高

注) 申請者のうち次の申出をしようとする者については、その申出の額をそのまま審査対象建設業ごとに記載すること。

(1) 一式工事業に係る建設工事の完成工事高を一式工事業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高に加えて申し出ようとする者。

(2) 一式工事業以外の建設業に係る完成工事高についても(1)と同様の方法により計算して申し出ようとする者。

